

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	1
○保安林の解除予定の通知	1
○公共測量の実施の通知（6件）	1
○道路の区域変更（3件）	1
○建築基準法による道路の位置の指定	2
公告	
○土地改良区の役員の就退任	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
落札公告	
○落札者等の公告	4

## 告 示

### 高知県告示第789号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和4年10月7日

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
村戸歯科診療所	室戸市吉良川町甲2789	令4・8・1
国民健康保険榑	高岡郡榑原町榑原1181番地1	〃 9・1
原歯科診療所		

### 高知県告示第790号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐郡大川村下小南川字堂ノナロ290の8、294の33
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 高知県告示第791号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間  
令和4年9月20日から令和5年2月28日まで
- 作業地域  
安芸市川北乙

### 高知県告示第792号

南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 作業期間  
令和4年9月15日から令和5年3月10日まで
- 作業地域  
南国市及び香美市域

### 高知県告示第793号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 作業期間  
令和4年9月15日から同年11月30日まで
- 作業地域  
香南市香我美町山北

### 高知県告示第794号

香美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（写真地図作成）
- 作業期間  
令和4年9月15日から令和5年3月10日まで
- 作業地域  
香美市全域

### 高知県告示第795号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（道路基準点測量）
- 作業期間  
令和4年9月9日から令和5年3月31日まで
- 作業地域  
吾川郡いの町大内字ハイバラから波川字ハリギまで

### 高知県告示第796号

高知県土木部幡多土木事務所土佐清水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 作業期間  
令和4年9月13日から同年12月7日まで
- 作業地域  
土佐清水市長笹

### 高知県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年10月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類  
国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下津 井字鼻山793番16	前	26.0 }	46
		34.0	
	後	30.0 }	46
		34.0	

高知県告示第798号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和4年10月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市古井字ジンノ ス53番20	前	4.3 }	40
		5.0	
	後	4.3 }	40
		12.3	
安芸市古井字橋ヶ谷 54番5	前	5.3 }	15
		6.0	
	後	5.7 }	15
		14.3	

高知県告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和4年10月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字新田 11番1から 南国市八京字中黒 1833番1まで	前	4.4 }	238
		12.3	
	後	7.0 }	238
		14.2	

高知県告示第800号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。  
令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡 町字北高田	乙655番4 乙654番4 の一部	4.91	30.32	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中村市下山路土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。  
令和4年10月7日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所  
(退任)  
理事 小野 卓志 中村市山路1792番地

宮崎 健 " " 286番地  
矢野川信一 " " 465番地  
山崎 益夫 " " 510番地  
山崎 鶴美 " " 1151番地  
小野 義一 " " 368番地  
山本 光輝 " 実崎1399番地  
佐田 晴重 " 山路1818番地  
監事 小野 定 " " 351番地1  
小野 稲作 " " 1797番地

(就任)

細木 郁 四万十市山路496番地  
理事 矢野川正和 " " 492番地  
佐田 安 " 具同田黒一丁目11番51号長崎ハイツ3  
小野 等 " 山路236番地  
藤本 博猪 " 坂本501番地  
乾 素直 " 実崎1380番地2  
監事 山崎 武志 " 山路1120番地  
小野 浩一 " " 235番地

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第25号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する。

令和4年10月7日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)

(2) 審査の期日

令和5年1月10日(火)から同月20日(金)まで(日曜日

- 及び土曜日を除く。)
- (3) 審査の場所  
吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。  
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。  
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証  
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証  
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証  
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う

許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能		ものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能	論文式の筆記試験により

	の評価方法に関する知識	行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
--	-------------	-----------------------------------

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。

技能	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運轉代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査 (大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円)

イ 教習指導員審査 (大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運轉免許センター教習所指導係 (電話番号088-893-1221内線373) に問い合わせること。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則 (平成7年高知県規則第125号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年10月7日

高知県警察本部長 江口 寛章

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
平成28年度仮想化サーバ用共有ストレージ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町9番地7
- 5 随意契約に係る契約金額  
月額 965,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第8号に該当するため